

# 第 2 章

## 計画の基本的な考え方



## 1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、条例第3条の規定により、次に掲げる6つとします。

- 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行います。
- 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮します。
- 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行います。
- 男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるように配慮して行います。
- 男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことに配慮して行います。
- 男女共同参画の推進は、国際社会での取組を十分に理解して行います。

## 2 計画の基本目標

### I 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これが男女共同参画社会基本法の理念の一つとなっています。

男女共同参画社会の形成は、男女が個人として尊重され、平等に取り扱われることを基本として実現するものであり、本計画では、人権の尊重を基本目標のIに据え、男女間における暴力防止の環境づくりや被害者の自立支援を推進していきます。

また、性別による固定的な役割分担意識や、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれのある社会制度や慣行を見直し、男女共同参画意識の啓発を図ります。

更に、男女共同参画の視点に立った家庭や地域、学校における教育・学習を充実し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めます。

### II あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分発揮し、社会のあらゆる分野において参画することができる男女共同参画社会を形成するため、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

これまで我が国における男女共同参画の取組は、国際的な動きと連動し、その影響を受けながら推進されてきました。国際化・情報化の進展が急速な今日においては、国際交流や国際理解を促進し、国際的な取組との協調を図る必要があります。

また、市民にとって最も身近な地域における男女共同参画の促進は、男女共同参画社会を形成するために大変重要です。地域活動における男女共同参画を促進するとともに、女性の参画が遅れている、まちづくり・観光・環境などの分野において、男女がともに参画し、施策を立案・実施することにより、活力ある地域社会を形成します。

### Ⅲ 多様な生き方が選択できる環境づくり

誰もが生き生きと暮らせる社会をつくるため、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、家庭・職場・地域においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

特に、団塊の世代の人々が大量に定年退職した今日、男性と女性がいかに家庭や地域で協力しあい、生きがいを見出すことができるかが大きな課題となっています。

本計画では、仕事と生活の両立を支援するため、男女がお互いに協力し、責任を果たすことができるよう家庭における男女共同参画を促進するとともに、男女が安心して子育て・介護ができる環境づくりに努めます。

また、高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくりに努めるとともに、ひとり親家庭の自立を支援します。

男女が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを促進するとともに、女性が個性と能力を十分に発揮し、さまざまな分野にチャレンジできるよう、女性の再就職・起業等を支援します。

更に、生涯を通じた男女の健康の保持・増進への取組や、健康をおびやかす問題について啓発に努めるとともに、妊娠・出産等に関する健康支援を実施します。

## 3 計画の将来像

本計画の推進によって目指すべき将来像は、

**一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現**

とします。